

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 8 号 平成 29 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 24 号 岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

議案第 25 号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第 26 号 岩国市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 28 号 岩国市税条例等の一部を改正する条例

議案第 34 号 岩国市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び岩国市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例

議案第 35 号 岩国市民会館耐震補強及び大規模改修建築主体工事請負契約の締結について

議案第 36 号 岩国市民会館耐震補強及び大規模改修電気設備工事請負契約の締結について

議案第 37 号 岩国市民会館耐震補強及び大規模改修機械設備工事請負契約の締結について

議案第 38 号 室の木地区調整池設置工事請負契約の一部変更について

議案第 55 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 56 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

議案第 57 号 岩国地区消防組規約の変更に関する協議について

議案第 60 号 岩国市過疎地域自立促進計画の変更について

以上 15 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 1 号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 号 平成 29 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の総務管理費の車両関係費に関し、委員中から、「昨年、2 台の公用車が車検切れのまま使用されていたが、このことは、車両の諸手続の担当部署

を一本化していれば防止できたのではないか。また、公用車を一括管理するなどの対策は講じられないのか」との質疑があり、当局より、「今回の事件は大変遺憾なことで認識しており、鍵の管理場所や室内事務室及び車内ダッシュボード等の見やすい場所に車検満了日を表記すること、車両運行簿に車検満了日をあらかじめ表記しておくこと、車検などの事務処理について担当者を決めておくことの3点について、事件発覚後に臨時開催した部長会議の席上及び、各職員に対しての通知を実施したところである。現在の車両の管理状況は、総務課で集中管理しているものに加え、例えば環境事業所や消防団の車などのように、各課でそれぞれ目的別に管理を行っているものがあるため、全てを一括管理するということは厳しい状況である。他市においては、保険に関してや、そのうちの自賠責についてを一括管理をするといったやり方もあるやに聞いているので、本市においてはこういった形がより有効なのかを今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、教育費の保健体育費の世界大会等キャンプ地誘致事業に関し、委員中から、本事業の現況及び目的について質疑があり、

当局より、「現況については、6月に開催されるアジア選手権の事前キャンプとして、フェンシングの日本代表の選手を招くこととなっており、キャンプの実績を積むことにより、今後の誘致の足がかりとしたいと考えている。目的については、国内外のトッププレイヤーのプレーを肌で感じるにより、その種目に関心を持ったり、競技力の向上につながったりすることにもなると考えている。また、海外の選手との交流が進めば国際交流にもつながるほか、キャンプが行われることにより本市の知名度が上がれば、地域の活性化、観光振興にも寄与するものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「本事業が展開されることは、多面的な効果が期待されるものであり、一つの担当部署のみならず、横断的な対応をとることにより、市を挙げて機運を高めていく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「窓口はスポーツ推進課となっているものの、副市長と関係部長との協議も開催して、全庁を挙げて取り組んでいるほか、関係機関への働きかけも行っているところであるので、御理解願いたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「歳入のうち、基地関連の補助金・交付金等の割合が多く、基地に依存した予算になっているので、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 岩国市民会館耐震補強及び大規模改修機械設備工事請負契約の締結についての審査におきまして、委員中から、「本件工事に係る入札においては、判断基準額よりも1円上回った額で落札されたと聞いているが、こういったことはあり得るのか」との質疑があり、当局より、「最近は、受託業者の積算能力が上がってきているほか、受託業者とは別に積算を専門とする業者もあると聞いており、今回のようなケースもあり得ると考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「受託業者とは別の業者に積算をさせることに法的な問題はないのか」との質疑があり、当局より、「どういった積算をするのかは行政と

して関知する部分ではなく、違法性はないものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「今回の入札結果について疑念を持たれることがあれば、行政だけでなく、それをチェックする議会にも影響が及ぶことになる。地元企業を育成することに異論はないが、公平な条件で高品質のものをつくらなければならないのではないか」との質疑があり、当局より、「地元優先発注については配慮しているものの、工事の内容や特殊性などから、市内業者に限らず多くの業者に参加いただく方法についても、今後、種々検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「これだけ高額な事業費でありながら、判断基準額と1円の差しか生じなかったというのは理解できないため、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。